

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により仁尾都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・1 仁尾海岸線

3・5・2 北草木仁尾浜線

3・4・3 仁尾浜線（3・5・3 砂入仁尾浜線から名称変更）

3・5・4 仁尾港父母線

3・5・7 詫間仁尾線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課

3 縦覧期間

平成26年11月28日から同年12月12日まで